

第 3 3 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 3 年 4 月 9 日 (金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 市役所 本庁 5 階 第 5, 第 6 委員会室 午後 1 時

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

< 農業委員 >

2 番	飯 野 文 夫	3 番	飯 塚 恒 男
4 番	岡 田 英 夫	5 番	大 宮 茂 男
6 番	染 谷 茂	7 番	山 崎 明 久
8 番	成 嶋 君 美	9 番	石 井 マサ子
10 番	金 子 幸 司	11 番	酒 卷 寿 雄
12 番	谷 田 貝 和 代	13 番	遠 藤 秀 生
14 番	程 田 平	15 番	橋 本 英 介
16 番	村 越 等		

16 名 中 15 名 出席

< 農地利用最適化推進委員 >

17 番	栗 原 豊	18 番	砂 川 晴 彦
19 番	木 村 寿	21 番	坂 卷 儀 治
22 番	関 根 勝 敏	23 番	浜 島 照 雄
24 番	小 川 克 己	25 番	富 澤 英 三
26 番	友 野 博 之	27 番	増 田 直 晴
28 番	染 谷 茂 幸	29 番	山 野 辺 守
31 番	秋 谷 昌 治		

15 名 中 13 名 出席 欠員 1 名

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

1 番 坂 卷 洋 行 30 番 石 井 一 美

5 出席 した 事務局 職員 は 次 の と お り で あ る。

局 長 寺 嶋 浩
次 長 杉 浦 清
副主幹 原 田 圭 介
副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農業委員会事務局職員の任免について
- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 生産緑地内における行為の制限の解除について

(午後1時00分開議)

議長 ただ今より、第33回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。

「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

酒巻寿雄委員，谷田貝和代委員，よろしく願いいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 1 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，飯塚委員長，よろしく願いいたします。

飯塚委員長 農地第 1 調査会は，去る 4 月 5 日，6 日，令和 3 年度第 1 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 3 件，第 5 条 8 件，主たる従事者証明 2 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 2 年 1 2 月に開催された第 2 9 回総会の議案第 1 号から第 2 号の 6 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞様でした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

総括説明並びに議案説明を事務局に求めます。

事務局，願います。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 本案につきましては，ただいまの説明でご承認願います。

それでは，異動者の方は挨拶をお願いいたします。

(異動者挨拶)

議長 それでは、議案第1号が承認されていますので、異動者の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(異動者退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、1番についてご報告します。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、市内在住の譲受人が、自己所有地と一体として耕作するため、また市内在住の譲渡人は、農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大青田の畑1筆1, 943㎡で、ハウレンソウ、ダイコン、ハクサイなどの作付を行う計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 売買価格はどのくらいでしょうか。

飯塚委員長 ●●です。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番と3番は関連がありますので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 それでは、2番から3番について、ご報告します。

調査会資料は5ページからになります。

本件は、東京都でキャンプ用品の販売業を営む譲受人が、新たに農地を借りて新規就農するため、一方、譲渡人●●名は、高齢等により農業経営を縮小するため、賃借権の設定による許可申請で、賃借期間は1年間です。申請地は手賀の畑3筆4,957㎡、大津ヶ丘の畑1筆723㎡、合計5,680㎡です。

譲受人は、市内にキャンプ場の開設を計画しており、農業経営の実施計画では、イチゴ、食用ナバナ、カブを●●人で栽培するもので、キャンプ場の閑散期となる冬期に直売所を併設して販売するほか、運営するレストラン等で自家消費を行う予定です。

今後、イチゴの栽培の実地研修を行う予定であり、埼玉県農業技術センターによる栽培指導を受けるなど、新規就農の準備を進める予定です。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。
調査結果の報告がございました。
事務局に補足説明を求めます。
事務局お願いします。
(議長の指名で事務局が補足説明)

議長 ご苦労さまでした。
2番と3番について何か質問はございませんか。

染谷茂幸委員 このイチゴハウスは、どの場所に建てる予定ですか。

飯塚委員長 ●●の近くの畑ありますよね。そこです。

議長 そのほかございませんか。

酒巻委員 酒巻です。
市内に●●立ち上げを計画とありますが、市内のどこになる予定でしょうか。

飯塚委員長 ●●の跡地です。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、2番と3番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。
(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは審議に入ります。

議案第3号1番から3番につきましては、私、染谷が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは退席をいたします。よろしく申し上げます。

(染谷茂会長が退席)

飯野職務代理者 それでは、議事進行させていただきます。

それでは審議に入ります。

議案第3号1番から3番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 1番から3番について、ご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う農業用施設への転用許可申請及び使用貸借による権利設定を伴う排水施設用地への転用許可申請です。

申請地は、船戸の畑3筆2,905.22㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は農業法人を営み、事業拡大に伴い、より大規模な設備が必要となったことから、耕作地から利便性の高い申請地において、農業

用施設及び排水施設を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、鉄骨造平屋建て、建築面積717.75㎡、延床面積681.30㎡の乾燥施設で、米乾燥機6機を設置します。また、軽量鉄骨造平屋建て、建築面積6.57㎡、延床面積6.57㎡のトイレを併設し、6台分の駐車スペースを用意します。

場内は出入口は砕石敷き、その他はコンクリート舗装、アスファルト舗装とします。

雨水は雨水浸透柵で敷地内処理の上、オーバーフロー分は既設U字溝へ放流。汚水・雑排水は合併浄化槽で施設内処理の上、既設U字溝へ放流します。周囲は、既設のメッシュフェンス、コンクリート擁壁、法面に加え、新たにメッシュフェンス、コンクリート柵板ブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

飯野職務代理者 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から3番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

飯野職務代理者 なしという声がございましたので、1番から3番を承認いたします。

議案第3号1番から3番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(染谷茂会長が着席)

議長 それでは、次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、増尾の畑2筆987㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、家族の増加に伴い、現在の居宅が手狭となり、申請地に隣接する、譲渡人の所有地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建ての母屋、建築面積174.52㎡、延べ床面積283.50㎡、また、木造平屋建ての車庫、建築面積59.63㎡で、3台分の駐車スペースを用意します。

被害防除対策については、雨水は雨水浸透枳で宅内処理の上、オーバーフロー分は既設U字溝へ放流、汚水・雑排水は合併浄化槽で宅内処理の上、既設U字溝へ放流します。周囲は、既存ブロック及びフェンス、既存土留めにより土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、逆井の畑1筆16㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地に隣接した貸駐車場用地を所有していますが、駐車場の区画の配置見直しに伴い、申請地を取得することにより2台分の駐車スペースの増加が可能となったため、貸駐車場用地の増設を計画に至ったものです。

計画内容は、既設駐車場と併せて車両37台を収容する駐車場で、場内は砂利敷き、出入口は既設駐車場のものを共用します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は、車止め単管パイプ及び鉄パイプ防護柵を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 6番について、ご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、酒井根の畑1筆1,327㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、建設土木業を営む法人で、既存の営業所では手狭であることから、本社から交通の利便性の高い申請地において、資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、申請地の農地部分に自家用車24台、セメント約200袋、カラーコーン約100個、資材運搬用フォークリフト2台ほかを保管するもので、農地以外の一体で使用する隣接事業計画地にはミキサー車5台、ポンプ車20台を収容する資材置場で、場内は砕石敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。周囲は、既存のコンクリートブロック及びフェンスに加え、コンクリートブロック及び安全鋼板を設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、6番を承認いたします。
次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 7番について、ご報告します。

調査会資料は、27ページからになります。

本件は、賃貸借による権利設定を伴う車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、船戸の畑3筆2、876㎡です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は中古車販売業を営む法人で、借地である既存の車両置場を土地所有者都合により返還することとなり、代替地が必要になったことから、申請地において、車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、販売大型車両・大型特殊車両30台及び自社所有乗用車4台、また来客者用駐車スペース3台分を確保するもので、場内は砕石敷き、出入口のスロープ部分は土間コンクリート舗装とします。来客者用駐車場とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲は、コンクリートブロック及びフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会と

しては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 成嶋です。

代表取締役の方は、どこの国の方でしょう。

議長 事務局，お願いします。

事務局 事務局です。

出身国までは確認しておりません。申し訳ございません。

成嶋委員 今は帰化して日本に国籍がある。

事務局 それも確認できておりません。

成嶋委員 日本国籍がなくても、こういうことはできるのか。

事務局 事務局です。

国籍自体は、どちらでも事業はできるかと思います。また今回初めて事業を立ち上げたわけではなく、委員長の説明にもありましたように、以前から事業自体はされておりますので、この事業自体は特に問題はないと思います。

以上です。

成嶋委員 了解しました。

議長 そのほかございませんか。

どうぞ。

染谷茂幸委員 収容する車両の大型車両，大型特殊とはどういうものですか。

飯塚委員長 特に10トンダンプ車です。

染谷茂幸委員 特殊というのはどういうものですか。

飯塚委員長 それは稀であまりないそうです。主には10トンダンプです。

浜島委員 トレーラーなども入るそうです。

飯塚委員長 それは稀です。

個別に入るので，支障はないそうです。

議長 そのほかございませんか。

成島委員 何人で経営しているんですか。

飯塚委員長 従業員は●●です。一応資本金は●●，売上げは●●，年間●●ぐらい扱っているそうです。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，7番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を飯塚委員長，お願いいたします。

飯塚委員長 8番についてご報告します。

調査会資料は，31ページからになります。

本件は、賃貸借による権利設定を伴う工事車両用通路への一時転用許可申請です。

申請地は藤心の畑1筆259.25㎡です。

鉄道駅からおおむね1kmを超えない区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、不動産業を営む法人で、申請地周辺の宅地造成を進めるに当たり、工事期間中に限って既存の工事用通路を申請地内に確保する必要があるため、工事用通路を整備する計画に至ったものです。

申請内容は、幅4.5m、長さ58.4mの工事用通路を、申請地から切土した土砂等により整地するもので、申請地上部に鉄板を敷設します。一時転用期間は6か月です。

被害防除対策として、雨水は土嚢の設置により流出を防止します。周囲は土嚢の設置及び、三角コーンを設置し、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、8番を承認いたします。

議案第3号4番から8番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に関わる農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を飯塚委員長、お願いいたします。

飯塚委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は35ページからになります。

本件は、市内在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取を申し出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は豊四季の畑2筆5,806㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者の●●により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

成島委員 申出者の母は、●●歳ですT、いつまで健在でやっていたか。

飯塚委員長 令和●●年の●●月までです。

成島委員 もう一点いいですか。

議長 はい。

成島委員 このほかに生産緑地はありますか。

飯塚委員長 ないそうです。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を飯塚委員長お願いいたします。

飯塚委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、39ページからになります。

本件は、市内在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取を申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は南増尾の畑1筆1, 722㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者の●●により、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

岡田委員 今回の申請地 1, 722 m²ということですが、黒く囲ってあるこれ全体で 1, 722 m²なんですか。

村越委員 この他は転用済みで、まだ登記変更されていないようです。

議長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
事務局。

事務局 ただいまの岡田委員のご質問についてでございますが、村越委員のご回答のとおりでございますが、本来転用をした場合には地目の変更がされるべきであります。その手続きがされておらず、登記上まだ農地として残っております。

これにつきましては、面接調査のときに申請者にお伝えし、登記の地目変更をしていただくようお願いしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
よろしいですか。

岡田委員 はい。

議長 そのほかございませんか。
（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。
議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。
（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について（その 1）から（その 3）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ご苦労さまでした。

議案第 5 号（その 1）につきましては私，染谷が農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に該当いたしますので，議長を飯野職代と代わります。

それでは退席をいたします。よろしく願いいたします。

（染谷茂会長が退席）

飯野職務代理者 それでは議案第 5 号（その 1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課，お願いします。

農政課 それでは，ご説明させていただきます。

所有権移転の案件です。

計画番号第 1 番から 2 番は，市内の農地所有適格法人が船戸の畑 6 筆，合計面積 2, 939. 58 m²の所有権を移転するものです。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

飯野職務代理者 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

飯野職務代理者 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第5号（その1）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

飯野職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

染谷茂会長の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

（染谷茂会長が着席）

議長 次の審議に入ります。

議案第5号（その2）につきましては、橋本委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に該当しますので、除斥を求めます。

（橋本委員が退席）

議長 それでは、議案第5号（その2）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は市内の農地所有適格法人が戸張の田2筆、合計面積3,203㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年5か月です。

なお、以上の計画申請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本委員が着席)

議長 次に、議案第5号(その3)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番は、市内在住の農業者が新利根の田1筆、面積3,068㎡に新規で賃貸借権を設定するものです。設定期間は5年です。

計画番号第3番は、我孫子市在住の農業者が弁天下の田1筆、面積2,048㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第4番は、市内在住の農業者が大井の畑1筆、面積859㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は6年です。

計画番号第5番は、市内在住の農業者が箕輪の畑1筆、面積961㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第6番から10番は布瀬に市内の農地所有適格法人が手賀の畑2筆、岩井の畑6筆、岩井新田の畑3筆、合計面積1,0651㎡に新規または継続して賃貸借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は5年または10年です。

計画番号第11番から13番は、市内在住の農業者が鷺野谷新田の

田 3 筆，岩井の田 1 筆，泉村新田の田 2 筆，泉の田 1 筆，合計面積 14，578 m²に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は 10 年です。

計画番号第 14 番は市内在住の農業者が布施下の田 1 筆，面積 1，661 m²に新規で賃借権を設定するもので，設定期間は 6 年です。

なお，以上の計画要請の内容は経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，承認いたします。

議案第 5 号(その 3)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは，議案第 5 号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員が退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第 6 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を事務局に求めます。
事務局、お願いします。

事務局 事務局で3月12日の水曜日に現地調査を行いましたので報告します。

申請人は、市内在住の農家の方で、農業経営実態は●●人で従事し、耕作面積は約●●aです。

申請地は豊四季の北1筆●●㎡となっております。

なお、申請人は当該申請地においてコカブを栽培しており、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

議長 調査結果の報告がございました。

1 番について、何か質問はございませんか。
(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 5月の予定を申し上げます。

4月27日（火）、4月28日（水）が調査会で、4月27日は午前9時から、4月28日は午後1時から、別館第5会議室でございます。

担当は、農地第2調査会です。

5月7日（金）が総会で、午後2時から別館第5会議室でございます。

議長 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第33回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後2時15分閉会）